

	<ul style="list-style-type: none"> * 感染者と食事等をともにした者 ・該当者に1週間の来所を禁止 ・相談支援事業所との調整 ・自宅待機期間中に受け入れの調整をする 【職員】 □ 自宅待機 ・基本的に、保健所等の判断を仰ぐ ・発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ・可能な限り、感染者等に発症前1週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ・上記情報から濃厚接触者を確定 ※組織実態に応じて臨機応変に判断 ⇒（参考）濃厚接触者とする例 * 感染者と同居している者 * 感染者と食事等をともにした者 ・該当者に1週間の就業を禁止 	
<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫量・必要量の確認 <p>消毒作業に必要な量の防護具・消毒液等を用意しておく委託業者の稼働状況の把握に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査先・調達方法の確認 <p>防護具・消毒液等は取引業者を通じ、調達する。 急を要する時は、地域の福祉サービスに援助を求める。</p>	<p style="text-align: center;">様式 6 様式 2</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内・法人内での情報共有 <p>再感染者を発生させない為にも事業所、法人内の人物一人一人に情報の共有をしっかりと行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族との情報共有 <p>再感染者が発生しないように、また安心安全に利用していただく為にも感染拡大防止策等について、常に報告や開示ができるよう体制を整えておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体（指定権者・保健所）との情報共有 <p>必要な情報をすぐに伝達できるような体制を整える</p>	<p style="text-align: center;">様式 2</p>